

不服申立て（市税の滞納処分に関するもの）

【 不服申立て 】

市税の滞納処分に関して不服のある人は、須賀川市長に対して審査請求をすることができます。

督促状または差押えに係る審査請求期間は、以下のとおりです。

なお、その期間内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

区 分	期 間
督 促	督促状を受け取った日の翌日から起算して3か月以内、または差押えに係る通知を受け取った日の翌日から起算して3か月を経過した日のいずれか早い日
差 押	差押えのあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内、またはその公売の期日のいずれか早い日

【 行政訴訟（処分の取消訴訟） 】

処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する決裁を経た後でなければ提起することはできません。

この場合において、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する決裁を知った日の翌日から起算して6か月以内に、須賀川市を被告として（訴訟において須賀川市を代表する者は、須賀川市長となります。）提起しなければなりません。

なお、その期間内であっても、その決裁の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

ただし、次の（1）から（3）までのいずれかに該当するときは、審査請求の決裁を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- （1）資産請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても決裁がないとき。
- （2）処分、処分の執行または手続きの続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- （3）その他決裁を経ないことにつき正当な理由があるとき。

※1 詳細については、総務省ホームページサイトをご覧ください。

※2 不服申立ての手続き、方法については、それぞれの通知書、督促状に記載してあります。

【須賀川市財務部収納課】

〒962-8601 須賀川市八幡町 135 番地（須賀川市役所 2 階）

電話 0248-88-9127

電子メール shuunou@city.sukagawa.fukushima.jp